平成２５年（フ）第１２８号
千葉県浦安市富士見５丁目５番33号
債務者　浅井　和孝（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６号
福井県敦賀市木崎65号11番地の４
債務者　忠地　芳徳
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第２６３号
長野市篠ノ井岡田300番地22
債務者　坂口　高子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
長野県埴科郡坂城町大字坂城6349番地
債務者　田村袈裟喜
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１４号
長野県茅野市豊平3112番地２
債務者　石川　秀樹
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第８３号
長野県上伊那郡辰野町大字平出1873番地１
債務者　石橋　正一
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２号
長野県上伊那郡南箕輪村5193番地10
債務者　脇坂　直生
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第８号
長野県伊那市山寺2575番地　朝路荘８号
債務者　若沢克斗志
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第６７号
名古屋市名東区天神下147番地　市営天神下荘４棟207号
債務者　本田　節子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８２号
三重県亀山市羽若町538番地４
債務者　村田　　充
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９４号
三重県鈴鹿市岸岡町3079番地の１　サニーペスカＡ棟202、前住所三重県津市白塚町1182番地41
債務者　大槻　和也
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９７号
三重県鈴鹿市住吉町8224　住吉寮Ｄ棟212号室、住民票上の住所兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　７棟303号
債務者　杉田　俊也
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９８号
三重県松阪市市場庄町757番地26
債務者　米倉　眞代
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９９号
三重県津市白塚町4612番地５　ＷＩＮ24・305号
債務者　徳久　元治
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５３号
兵庫県加古郡稲美町印南2618番地の５
債務者　大岡めぐみ
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６６号
兵庫県赤穂市目坂773番地128
債務者　坪田　恭子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７６号
兵庫県姫路市北原355番地１
債務者　山本　和子（旧姓味園）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１４６号
鳥取県鳥取市西品治359番地１　西品治借家９号、旧住所鳥取県鳥取市田島537番地１　クロシェットマンション101号
債務者　森本　孝文
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
鳥取地方裁判所民事部